

1. 基本情報		事務事業コード 05030101		事務事業名	生活保護扶助費事務	担当部	保健福祉部	
政策名	05	たすけあい支えあいまちづくり		担当課	生活福祉課	グループ	生活保護第1G	
施策名	03	地域における福祉の推進		電話番号	45-5111	内線番号	2301	
基本事業名	01	生活困窮者への支援						
予算科目目	会計	一般会計		事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度のみ <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返 (開始年度 S 25 年度～) <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度 (~)			
	款	03	民生費		根拠法令・条例等	生活保護法		
	項	03	生活保護費		関連計画			
目	02	扶助費						
事務の区分	法定受託事務							
事務種別	一般事務		裁量区分	裁量性 無	評価区分	簡易評価	評価対象	1次評価

2. 事務事業の概要・目的・指標 <Do>

(1) 事務事業の概要 (具体的なやり方、手順、詳細を記述)

市民のうち生活が困窮している方に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するために、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助を行う。

原則として本人申請により(急病等で急迫状態の場合は申請によらず職権にて保護する)、厚生労働大臣の定める基準によって、最低生活費を計算し、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地別など必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たす保護費を支給するとともに、就労出来る方には、求職活動指導や就労指導等を行い、傷病・障害や育児等何らかの事情により、就労出来ない方等に対しては、その状況に応じた援助指導・助言を行いながらその自立を支援する。

全国的に生活保護受給者が増加している中、当市も同様に年々増加傾向にあり、高齢世帯、傷病・障害世帯及び母子世帯は、被保護世帯の約8割を占め、保護の長期化が進んでいる。また、就労出来る方であっても、雇用情勢の悪化に加えて、年齢、学歴、特技・免許等の要因により、就労の機会が少なくなり、自立困難にある方も少なくない状況にある。

① 活動指標 (事務事業の活動量)	単位	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度 (見込)
ア 相談件数	件	343	366	288	350	350
イ 訪問指導件数	件	3,921	4,116	4,029	4,000	4,000
ウ						

(2) 事務事業の目的

② 対象 (誰、何を対象にしているのか)	③ 対象指標 (左記②対象の大きさを表す指標)	単位	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度 (見込)
ア 生活に困窮している市民							
イ							
ウ							
④ 意図 (②対象をどうしたいのか)	⑤ 成果指標 (左記④意図の達成度を表す指標)	単位	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (目標)	27年度 (目標)
ア 生活に困窮している方に対し最低限度の生活を保障する							
イ							
ウ							

(3) 上位の基本事業

⑥ 基本事業の意図 (さらにもどのような成果に結びつのか)	⑦ 基本事業の成果指標 (左記⑥意図の達成度を表す指標)	単位	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (目標)	27年度 (目標)
ア 経済的に自立した生活が営める							
イ 適正に保護される							
ウ							

3. 事務事業の環境変化・市民意見等

(法改正や事業を取り巻く環境変化、市民や議会などからの意見等)

生活困窮者に対する最低生活保障などを目的とした生活保護法が昭和25年に施行されたことに伴い実施。経済・雇用情勢の悪化、社会構造の変化などから保護世帯は増加傾向にある。外部評価委員からは、不公平感の意見が出ないように、徹底した調査と対象者の就労意欲向上の指導、仕組みづくりを行う必要性、また、保健師や医療機関とも連携し支援体制を強化するとともに、就職支援体制の強化を図る必要性についての意見有り。

4. 事業費の推移

事業費	単位	23年度 (決算)	24年度 (決算)	25年度 (決算)	26年度 (計画)	27年度 (計画)
投入量	国庫支出金	千円	1,897,632	1,909,502	1,988,462	1,988,462
	県支出金	千円	40,840	33,083	30,000	30,000
	地方債	千円	0	0	0	0
	その他	千円	0	0	0	0
	一般財源	千円	615,964	648,895	632,821	632,821
事業費	千円	0	2,554,436	2,591,480	2,651,283	2,651,283

5. 平成25年度の実績及び成果

(1) 平成25年度の実績(取組) <取組内容を数値等により具体的に記載>	(2) 平成25年度の成果 <左記の実績(取組)による成果を記載>
<p>【平成26年3月末現在 保護世帯数】</p> <p>・1,211世帯(前年同月 1,194世帯) 保護率 13.04(前年比 12.81)</p> <p>【面接相談件数】288件 (H24 364件)</p> <p>【新規申請件数】180件 *うち154件が保護開始(26件は却下)(H24 申請件数 198件 保護開始173件 却下 25件)</p> <p>【就労人数】73人</p> <p>【扶助実績内容】</p> <p>・生活扶助 1,047世帯 ・住宅扶助 807世帯 ・教育扶助 80世帯</p> <p>・介護扶助 195世帯 ・医療扶助 1,068世帯 ・生業扶助 34世帯</p> <p>・葬祭扶助 1世帯</p>	<p>生活保護の受給世帯は年々増加傾向にあり、事業費も多額となってきた状況である。福祉総合相談員及びCWによる面接相談により、受給該当かつ申請意志に基づく申請書の受理、その後の審査及び調査等・決定・決裁を経て、新規申請者の保護費支給に至る中で、生活保護を受けている受給者に対しても、引き続き、生活支援や就労支援等の自立支援扶助を行い、適正な支援・援助も行えた。一方で、就労可能な保護受給者に対しては、ハローワーク等と連携しながら、就労支援員による求職活動等、自立支援に向けた取組を行い、事業費削減にも努めた。</p>

事務事業コード	05030101	事務事業名	生活保護扶助費事務	担当部	保健福祉部
				担当課	生活福祉課

6. 振り返り <SEE>		理由
A 目的妥当性	① この事務事業の目的は、基本事業の意図に結びついていますか？ <input type="checkbox"/> 結びついている <input type="checkbox"/> 間接的に結びついている <input type="checkbox"/> 結びついていない	
	② ・この事業をなぜ市が行わなければならないのですか？ ・税金を投入して達成する目的ですか？ <input type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> 見直す必要がある	
	③ 成果が向上する余地(可能性)はありませんか？ <input type="checkbox"/> 向上する余地はかなりある <input type="checkbox"/> 向上する余地はある程度ある <input type="checkbox"/> 向上する余地はほとんどない	
B 有効性	④ 廃止・休止の影響はありませんか？ <input type="checkbox"/> 影響がある <input type="checkbox"/> 影響がほとんどない	
	⑤ 類似の目的(対象・意図)又は形態(イベントや啓発等)を持つ他の事務事業はありませんか？(市以外の主体が実施するものを含む。) <input type="checkbox"/> 類似の事業はない <input type="checkbox"/> 類似の事業はあるが、統合又は連携できない <input type="checkbox"/> 類似の事業があり、統合又は連携できる	類似事業がある場合の事務事業名等
	⑥ ・事務事業の手段(やり方)を工夫することで、事業費を削減できませんか？ ・補助金など、交付先に働きかけて、市の負担を削減できませんか？ <input type="checkbox"/> 削減できない <input checked="" type="checkbox"/> 削減できる	生活保護法に基づく最低生活費から収入を差し引いた差額を保護費として支給するため、就労支援等による自立支援を促進し、収入増を図ることや、退院可能な長期入院患者の退院を促進することで扶助費を抑制できる。
C 効率性	⑦ ・事務事業の手段(やり方)を工夫することで、人件費(延べ業務時間)を削減できませんか？ ・職員以外の対応や委託により人件費を削減できませんか？ <input checked="" type="checkbox"/> 削減できない <input type="checkbox"/> 削減できる	生活保護事務に従事する現業員の人数と現業員の指導にあたる査察指導員の人数は、国が基準を定めており、生活保護世帯数が年々増加傾向にあることから、人件費の削減余地はない。また、個人情報に深く関わる業務であることから、個人情報保護の観点から正職員以外の職員や委託はなじまない。
	D 公平性	⑧ 事務事業の内容が一部の受益者に偏っていませんか？また、受益者負担の公平性が確保されていますか？ <input type="checkbox"/> 公平・公正である <input type="checkbox"/> 見直す必要がある

7. 1次評価結果 <PLAN> (組織決定)		【参考】前年度の改革改善の方向性 <>							
(1) 事務事業の改革改善の方向性		継続	やり方改善	コスト拡充	コスト縮小	連携	統合	休止	廃止
		○			○				
(2) 平成26年度の改革改善の内容	就労可能な被保護者の中で、主体的に求職活動に取り組むことができる方を対象に、就労支援員及びハローワーク等の関係機関と連携を図りながら就労支援を強化する。 扶助費の6割を占める医療扶助の抑制を図るため、後発医薬品の活用を推進する。また、関係機関等と連携をとり、退院可能な長期入院患者の退院を促進する。								
(3) 平成27年度の方向性・取組目標	就労可能な被保護者の中で、主体的に求職活動に取り組むことができる方を対象に、就労支援員及びハローワーク等の関係機関と連携を図りながら就労支援を強化する。 扶助費の6割を占める医療扶助の抑制を図るため、後発医薬品の活用を推進する。また、関係機関等と連携をとり、退院可能な長期入院患者の退院を促進する。								

8. 2次評価結果 (担当部長評価)									
(1) 事務事業の改革改善方向性		継続	やり方改善	コスト拡充	コスト縮小	連携	統合	休止	廃止
(2) 総評									

1. 基本情報										
事務事業コード	05030101	事務事業名	セーフティネット支援対策等事業				担当部	保健福祉部		
政策名	05 たすけあい支えあいまちづくり					担当課	生活福祉課			
施策名	03 地域における福祉の推進					グループ	生活保護第1G			
基本事業名	01 生活困窮者への支援					電話番号	64-0962			
予算科目目	会計	一般会計				事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度のみ <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返 (開始年度 H 17 年度～) <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度(~)			
	款	03 民生費				根拠法令・条例等	生活保護法			
	項	03 生活保護費				関連計画				
	目	01 生活保護総務費				事務の区分	自治事務(法令で義務付けられていない事務)			
事務種別	一般事務				裁量区分	裁量性強	評価区分	標準評価	評価対象	1次評価

2. 事務事業の概要・目的・指標 <Do>

(1) 事務事業の概要 (具体的なやり方、手順、詳細を記述)
 生活保護受給世帯のほか、要援護世帯に対する、自立・就労に向けた様々な支援サービスを総合的、一体的に実施することにより、地域社会のセーフティネット機能を強化することで福祉の向上を図る。
 ・求職中の貧困・困窮者に対して、生活、就労、住宅等の必要な支援を行う。
 ・収入資産状況把握、扶養義務者調査等の生活保護の適正化を図る。また、診療報酬明細書等点検を委託により行う。
 ・実施体制の整備強化のため、専任の面接相談員を2名配置し、要援護者に対し必要な支援・助言を行う。また、専任の就労支援員を2名配置し、就労可能な生活保護受給者を対象に、ハローワークと連携をとりながら就労支援を行う。

① 活動指標 (事務事業の活動量)	単位	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度 (見込)
ア 相談日数(面接相談員による延べ日数)	日	244	198	262	270	280
イ 就労相談日数(就労支援員による延べ日数)	日	156	150	199	200	200
ウ						

(2) 事務事業の目的

② 対象 (誰、何を対象にしているのか)	③ 対象指標 (左記②対象の大きさを表す指標)	単位	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度 (見込)
ア 生活保護受給者(15～64才の就労可能者)	就労相談件数	件	331	624	608	630	650
イ							
ウ							

④ 意図 (②対象をどうしたいのか)	⑤ 成果指標 (左記④意図の達成度を表す指標)	単位	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (目標)	27年度 (目標)
ア 自立・就労できる	就労を開始した者	人	30	56	73	70	70
イ							
ウ							

(3) 上位の基本事業

⑥ 基本事業の意図 (さらにどのような成果に結びつのか)	⑦ 基本事業の成果指標 (左記⑥意図の達成度を表す指標)	単位	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (目標)	27年度 (目標)
ア 経済的に自立した生活が営める	就労等により自立した保護世帯数	世帯	***	67.0	55.0	54.0	54.0
イ							
ウ							

3. 事務事業の環境変化・市民意見等

(法改正や事業を取り巻く環境変化、市民や議会などからの意見等)
 生活保護受給世帯は、非正規雇用労働者や高校中退者等、生活保護に至るリスクの高い層の増加に加え、生活保護受給世帯のうち、約25%の世帯主が出身世帯も生活保護受給とした貧困の連鎖が伺えるなど、年々増加傾向にあると見えて、就労による自立の促進や不正受給対策の強化、医療扶助の適正化等を行うために、法の一部改正や平成27年度から施行される新制度の生活困窮者自立支援制度が実施されるなど、要援護世帯も含め福祉の向上に向けた機能強化が求められている。

4. 事業費の推移

事業費	単位	23年度 (決算)	24年度 (決算)	25年度 (決算)	26年度 (計画)	27年度 (計画)
国庫支出金	千円		5,423	2,628	7,672	7,672
県支出金	千円		2,319	6,959	4,753	4,753
地方債	千円		0	0	0	0
その他	千円		0	0	0	0
一般財源	千円		89	179	222	0
事業費	千円	0	7,831	9,766	12,647	12,425

5. 平成25年度の実績及び成果

(1) 平成25年度の実績(取組) <取組内容を数値等により具体的に記載>	(2) 平成25年度の成果 <左記の実績(取組)による成果を記載>
<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者就労支援事業(新規就労者数73人) 住宅手当緊急特別措置事業(新規受給世帯数2世帯) 体制整備強化事業(面接相談延件数288件) 	景気後退による失業者増や高齢化の影響等、生活困窮に至るリスクが高まる中、本市においても同様に取り巻く社会環境の厳しさが継続していることから、保護受給者の増加傾向を踏まえた取組として、引き続き、保護制度の適切な運営及び実施に努め、各種の扶助を行うなど、被保護世帯の自立助長を図った。 今後においても、生活保護世帯及び要援護世帯の自立支援対策としての必要性は高く、保護費の抑制にも繋がることから、生活福祉相談員による適正な面接相談や就労支援員による自立支援等、重点事業として継続した取り組みを行った。

事務事業コード	05030101	事務事業名	セーフティネット支援対策等事業	担当部	保健福祉部
				担当課	生活福祉課

6. 振り返り <SEE>		理由
A 目的妥当性	① この事務事業の目的は、基本事業の意図に結びついていますか？ ■ 結びついている □ 間接的に結びついている □ 結びついていない	面接相談員や就労支援員の配置により、保護受給者や要援護世帯に対する自立・就労支援が総合的に実施できている。
	② ・この事業をなぜ市が行わなければならないのですか？ ・税金を投入して達成する目的ですか？ ■ 妥当である □ 見直す必要がある	生活に困窮する方への助言や関係機関と連携した自立に向けての必要な就労助長等を総合的に行ううえで、再度、保護受給に至らないような支援を講じる、また、生活保護世帯の扶助費抑制にも繋がるため妥当である。
B 有効性	③ 成果が向上する余地(可能性)はありませんか？ ■ 向上する余地はかなりある □ 向上する余地はある程度ある □ 向上する余地はほとんどない	保護世帯からの自立あるいは生活に困窮する支援を総合的に継続して取り組むことで、その成果が向上すると思われる。
	④ 廃止・休止の影響はありませんか？ ■ 影響がある □ 影響がほとんどない	自立支援等福祉サービスの低下に繋がる。
	⑤ 類似の目的(対象・意図)又は形態(イベントや啓発等)を持つ他の事務事業はありませんか？(市以外の主体が実施するものを含む。) ■ 類似の事業はない □ 類似の事業はあるが、統合又は連携できない □ 類似の事業があり、統合又は連携できる	類似事業がある場合の事務事業名等
C 効率性	⑥ ・事務事業の手段(やり方)を工夫することで、事業費を削減できませんか？ ・補助金など、交付先に働きかけて、市の負担を削減できませんか？ ■ 削減できない □ 削減できる	最低限の経費で行っており、削減余地はない。
	⑦ ・事務事業の手段(やり方)を工夫することで、人件費(延べ業務時間)を削減できませんか？ ・職員以外の対応や委託により人件費を削減できませんか？ ■ 削減できない □ 削減できる	当該事業の人件費(賃金)を削減することが、通常の生活保護現業員の業務増加につながることをため、現状での人件費の削減余地はない。
D 公平性	⑧ 事務事業の内容が一部の受益者に偏っていませんか？また、受益者負担の公平性が確保されていますか？ ■ 公平・公正である □ 見直す必要がある	セーフティネット支援対策等事業実施要綱の規定により実施しており適正である。

7. 1次評価結果 <PLAN> (組織決定)		【参考】前年度の改革改善の方向性 <>							
(1) 事務事業の改革改善の方向性		継続	やり方改善	コスト拡充	コスト縮小	連携	統合	休止	廃止
		○	○						
(2) 平成26年度の改革改善の内容	要援護世帯に対する支援・助言を適正に行うことで福祉の向上を図る。また、就労可能な生活保護者に対しては、就労支援員及びハローワーク等の関係機関と連携をとりながら就労支援を行う。 昨年度から今年にかけて、地元へ多くの求人を期待できる企業の進出が複数あったことで、継続した就労相談を通しての自立・助長を促してきた成果として、地元の企業に就労することもできた。								
(3) 平成27年度の方向性・取組目標	生活保護受給世帯のほか、要援護世帯に対する支援・助言を継続的かつ適正に行い、更なる福祉の向上を図るとともに、就労可能な生活保護者に対しても、就労支援員及びハローワーク等の関係機関と継続した連携を密に図りながら、自立に向けての就労促進を支援する。 平成27年度からは、新制度の生活困窮者自立支援制度が施行される。新たなセーフティネット事業として、生活保護に至る前の段階において自立に向けての支援強化を図る制度として、全国の福祉事務所において実施されることになるため、本市においても、連携・支援体制の整備を図るとともに、早期かつ包括的な支援が行えるよう、地域づくり・仕組みづくりを構築していく必要がある。								

8. 2次評価結果 (担当部長評価)									
(1) 事務事業の改革改善方向性		継続	やり方改善	コスト拡充	コスト縮小	連携	統合	休止	廃止
(2) 総評									

